

鹿児島県地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，鹿児島県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 県調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について協議する。

- （1）地域医療構想を推進するに当たり，複数又は全ての構想区域間において調整が必要な事項
- （2）その他地域医療構想の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 県調整会議は，委員16名以内で組織する。

- 2 委員は，各構想区域の地域医療構想調整会議の議長等，診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者，医療保険者その他の関係者のうちから知事が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
- 4 委員は，再任を妨げない。

（議長及び副議長）

第5条 県調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，議長には公益社団法人鹿児島県医師会会長を充て，副議長には鹿児島県保健福祉部長を充てる。

- 2 議長は，会務を総理し，県調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

（県調整会議）

第6条 県調整会議は，議長が招集する。

- 2 県調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，県調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 県調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 専門部会には部会長及び副部会長各1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 第4条、第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項及び第3項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「県調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 県調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 県調整会議の庶務は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。